

相談票添付書類（市街化調整区域内に自己居住用の住宅を建築する場合）

- ・下表において『○』の付いた書類を揃え、建築開発課開発指導担当に提出してください。
- ・添付書類は写し（コピー）で構いません。
- ・予定建築物の用途は、「専用住宅（使用者制限）」です。建築基準法において共同住宅や長屋と判断されるような構造の住宅は建築できません。
- ・相談票の回答は、相談票を提出してから1～2週間程度かかります。

添付書類		立地基準	条例第5条第1号ア (区域区分日前所有地 における自己用住宅)	条例第5条第1号イ (長期居住者の親族 の自己用住宅)	条例第5条第1号ウ (区域区分日前居住者 の親族の自己用住宅)
1	相談票		○	○	○
2	理由書		○	○	○
3	案内図		○	○	○
4	土地登記事項証明書 ¹ (6ヶ月以内に発行されたもの)		○ ※区域区分日前から現在まで親族が所有していること	○	○ ※区域区分日前から現在まで親族が所有していること
5	公図 ¹ (3ヶ月以内に発行されたもの)		○	○	○
6	申請者の住民票 ² (3ヶ月以内に発行されたもの)		○	○	○
7	建物賃貸借契約書(親族と同居の場合は建物登記事項証明書 ¹)		○	○	○
8	親族図		○	○	○
9	長期居住者に該当する親族の住民票 ² (3ヶ月以内に発行されたもの)			○ ※現在まで北本市の市街化調整区域に20年以上居住していること	○ ※区域区分日前から現在まで北本市の市街化調整区域に居住していること
10	戸籍謄本 ³ (3ヶ月以内に発行されたもの)		○ ※申請者と区域区分日前から現在までの土地所有者の続柄が確認できること	○ ※申請者と土地所有者の続柄が確認でき、かつ、申請者と現在まで北本市の市街化調整区域に20年以上居住している者の続柄が確認できること	○ ※申請者と区域区分日前から現在までの土地所有者の続柄が確認でき、かつ、申請者と区域区分日前から現在まで北本市の市街化調整区域に居住している者の続柄が確認できること
11	50戸連たん図 ⁴ (既存の集落内の確認)		○	○	

¹ 土地登記事項証明書、建物登記事項証明書及び公図は、さいたま地方法務局鴻巣出張所において有料で取得できます。

² 住民票は、各市区町村において有料で取得できます。

³ 戸籍謄本は、各市区町村において有料で取得できます。戸籍謄本は、つながりのある親族全員分を添付してください。途中が抜けている場合、親族関係を確認することができません。

⁴ 50戸連たん図は、縮尺1/2, 500の白地図を使用して作成してください。縮尺1/2, 500の白地図は、都市計画課において有料で取得できます。既存の集落内であるためには、建築物の存する敷地間の距離がおおむね50メートル以内の間隔で50以上連たんしている必要があります。